

「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく調書の提出時期について

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例(平成十五年三重県条例第三十一号)(抄)

(交付決定実績調書)

第六条 知事は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し七千万円以上の補助金等の交付の決定(契約の承諾を含む。以下同じ。)を行ったときは、当該補助金等の交付について次に掲げる事項を内容とする調書(以下「交付決定実績調書」という。)を作成し、その概要を公表するとともに、当該交付決定実績調書のうち、一の事務事業につき一の補助事業者等に対する五億円以上の補助金等の交付の決定に係るものを、議会に提出しなければならない。ただし、(略)

2 (略)

3 第一項の規定による提出は、遅滞なく、その交付の決定の後招集される定例会において行われるものとする。

4 前三項の規定は、補助金等の交付の決定を変更した場合に準用する。この場合においては、直近の当該変更した交付の決定に係る交付決定実績調書を作成し、提出及び公表するものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎会計年度終了後六月以内に、その年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。(略)

2 (略)

現行の条例の問題点

第6条(交付決定実績調書)の規定の趣旨は、補助金等の交付決定後に交付決定の状況を記載した交付決定実績調書を議会に提出することによって、予算という入口や決算という出口だけではなく、途中段階で補助事業の詳細を明らかにして、議会が必要に応じて審査することができるようにしたものである。

従って、交付決定実績調書は、補助事業の終了後に提出される年次報告(第8条)よりも以前に、少なくとも同時に提出されるのが望ましい。

しかし、通年制の導入により現行の規定のままでは、一部の交付決定分(2、3月)について、その年次報告は9月(第8条第1項)に、その交付決定実績調書は翌年の2月(第6条第3項)に提出されることとなり、第6条の規定の趣旨が十分に達成されないおそれがある。(参照:資料1-2  部分)